

平成30年12月27日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 古谷 武美

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年11月分)について

平成30年11月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年11月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成30年11月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが47件、平成29年度が40件、平成28年度が2件、平成27年度が8件、平成26年度が7件、平成25年度以前が63件、合計167件（市区町村において発生した12件、委託業者等が発生させた20件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な147件及びシステム事故1件について、一覧で事象をお示ししています。

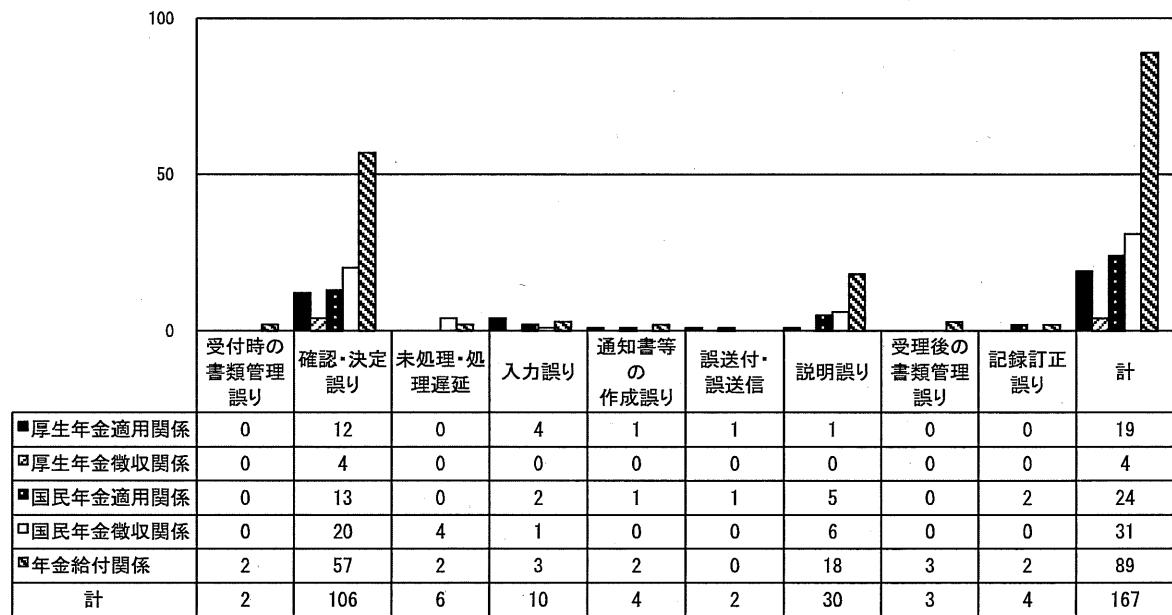
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	
件数	51(3)	0	0	0	2	4(1)	6(1)	7(2)	8	2(1)	40(11)	47(13)	167(32)
割合	30.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	2.4%	3.6%	4.2%	4.8%	1.2%	24.0%	28.1%	100.0%

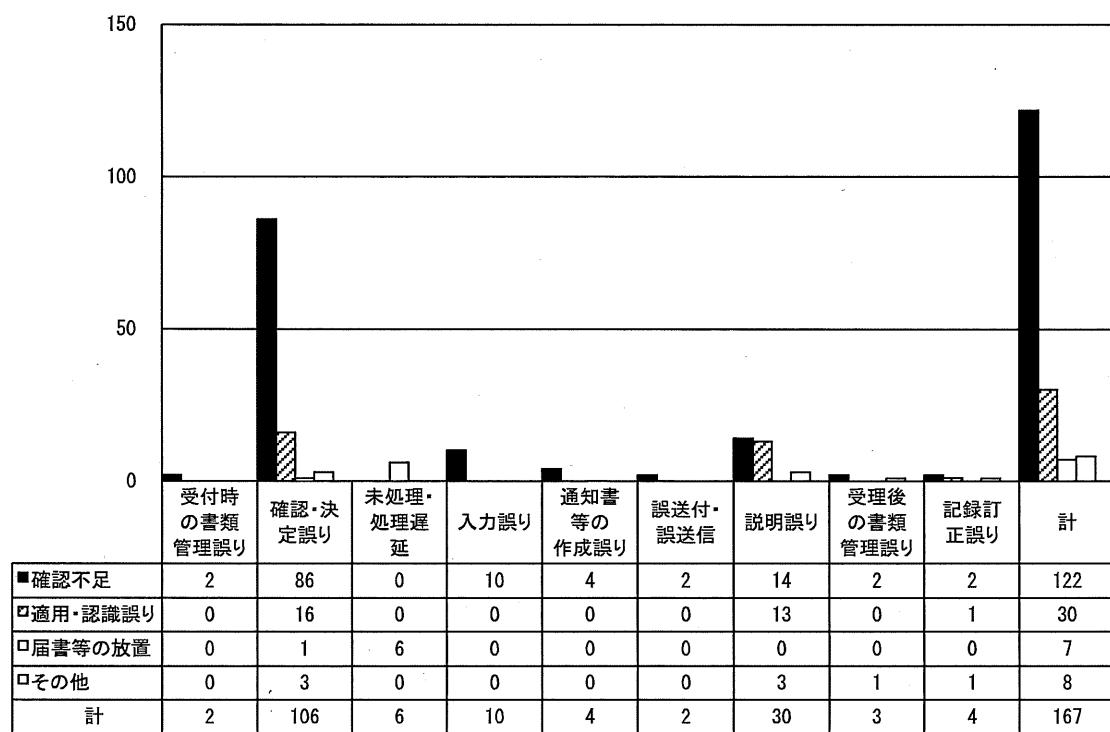
〔社会保険庁時代に発生〕

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

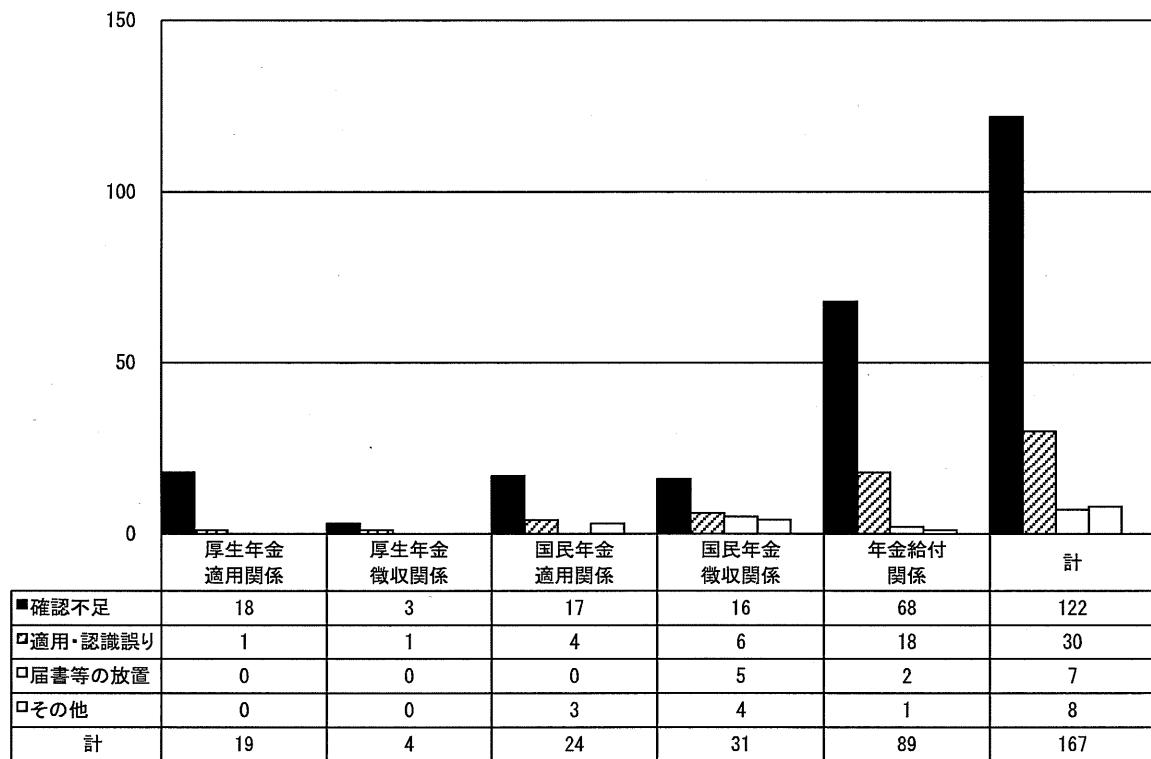
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



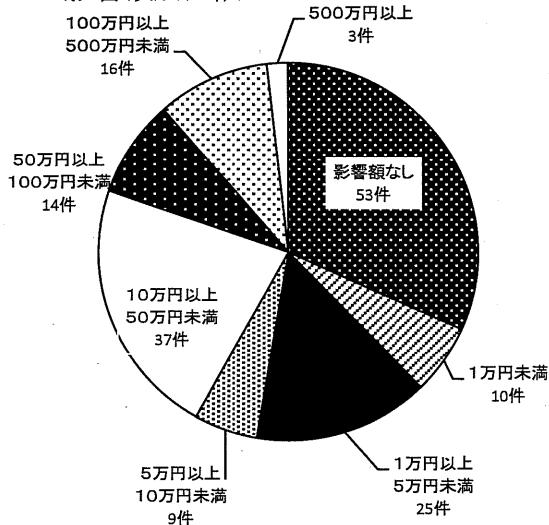
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

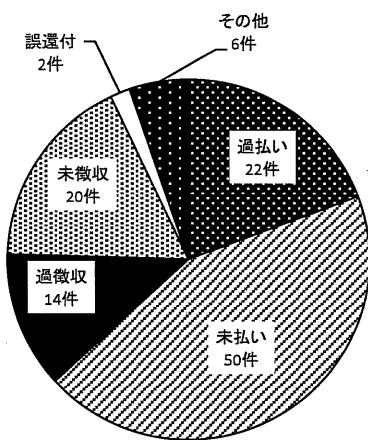


5 影響額別内訳



制度 影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 収支関係	国民年金 適用関係	国民年金 収支関係	年金給付 関係	計
影響額なし	10	2	12	9	20	53
1万円未満	0	2	1	6	1	10
1万円以上 5万円未満	0	0	5	10	10	25
5万円以上 10万円未満	1	0	0	2	6	9
10万円以上 50万円未満	1	0	5	3	28	37
50万円以上 100万円未満	1	0	0	1	12	14
100万円以上 500万円未満	5	0	1	0	10	16
500万円以上	1	0	0	0	2	3
計	19	4	24	31	89	167

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額(円)	平均金額(円)
過払い	22件	23,024,810	1,046,582
未払い	50件	39,717,960	794,359
過徴収	14件	131,995,002	9,428,214
未徴収	20件	3,033,945	151,697
誤還付	2件	125,282	62,641
その他	6件	25,781,205	4,296,867
計	114件	223,678,204	1,962,089

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	3件	18,251,142円
過払いと未徴収	2件	5,724,276円
未払いと過徴収	1件	1,805,787円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	103件	61.7%
外部	64件	38.3%
計	167件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件 名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2016年4月1日	老齢基礎・厚生年金の繰下げる開始時期の誤り	1名	未払い	2,869,338

III 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年12月27日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 105,002人 (604.3億円)
- ・支払いが完了していない方 961人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行っていきます。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があつた方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があつたお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年12月支払 64人 (0.5億円)

(参考：平成30年2月から平成30年12月までの累計 23,784人 (136.0億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年12月支払 3人 (7百万円)

(参考：平成30年1月から平成30年12月までの累計 48人 (0.7億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項目番号	事象	お客様への影響 (未払い・過払いの別)	平成30年12月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	840件	8.1億円	1,526件	11.9億円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	127件	2,393万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	215件	1,451万円	1,401件	9,914万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	918件	2,465万円	19,938件	7.9億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	233件	8,662万円	233件	8,662万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	2件	1,102万円	203件	7.6億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	4,704件	3,851万円	10,841件	7,428万円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項目番号34は、「事務処理誤り等(平成30年6月分)について」(平成30年7月31日公表)のシステム事故等一覧に記載の事項です。

○日本年金機構の平成30年11月分の事務処理誤り一覧(1~21ページ)

1. 厚生年金適用関係 1P 整理番号 1~16
2. 厚生年金徴収関係 4P 整理番号 17~19
3. 国民年金適用関係 5P 整理番号 20~40
4. 国民年金徴収関係 8P 整理番号 41~68
5. 年金給付関係 11P 整理番号 69~147

○システム事故等一覧(22ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(23ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2017年4月27日	2018年6月21日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			東京	東京広域事務センター	2017年12月7日	2018年8月31日	○内部点検により、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
3			群馬	高崎広域事務センター	2018年4月18日	2018年10月3日	○内部点検により、資格取得届の訂正処理時に誤って入力した資格記録の取消処理を漏らしたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	285,760
4			宮城	仙台広域事務センター	2018年7月17日	2018年7月26日	○事業所から問合せがあり、委託業者が事業所整理記号の確認不足により、誤った事業所整理記号で資格取得届の処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所へお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、保険料請求前に訂正したため、保険料に影響はありませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
5	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	東京	千代田	2015年8月10日	2018年9月11日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時の確認不足により、標準報酬月額を誤って決定していたため、保険料が未徴収となっていましたことが判明しました。 ●担当者が事業所へ説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	676,963
6	月額変更届の誤り	入力誤り	長野	松本	2017年8月9日	2018年8月24日	○事業所から問合せがあり、月額変更届の処理時に改定年月を誤って入力したため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様に説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、未徴収の保険料が納付していただき、過払いの年金は返納処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	1,177,747
7		説明誤り	福岡	直方	2018年6月25日	2018年7月12日	○内部点検により、適用事業所調査時の確認が不足し、届出が不要な被保険者の月額変更届を誤って案内したことにより、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、適用事業所調査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	86,262
8	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2013年12月4日	2018年10月25日	○年金事務所から連絡があり、賞与支払届を処理する際の確認が不足し、入力処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
9	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2018年4月23日	2018年6月11日	○機構本部から連絡があり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	9事業所	なし	0
10							○事業所から問合せがあり、被扶養者(異動)届の受付時に確認を誤り重複して受付処理を行ったため、重複して処理を行い、保険証を2枚送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様に説明の上お詫びしました。取消処理を行い、誤って送付した保険証1枚を回収しました。 ●担当部署において、受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。			
11		入力誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年10月4日	2018年10月31日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が被扶養者(異動)届の処理時に入力を誤ったため、間違った氏名の保険証が作成されていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤った保険証を回収し、正しい保険証を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
12	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2017年8月1日	2018年10月17日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届の処理時に標準報酬月額の入力を誤ったため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,290,267
13	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2017年10月5日	2018年8月7日	○年金事務所から連絡があり、70歳以上の二以上事業所被保険者にかかる月額変更届を処理する際の確認が不足し、通常の被保険者として処理を行ったため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所被保険者処理時に、二以上事業所被保険者であるかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,297,625
14	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2017年4月5日	2018年7月20日	○年金事務所から連絡があり、組合管掌から協会管掌へ変更時の事務処理手順の確認不足により、職権で資格喪失処理を漏らしたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において審査時の手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	2,525,614
15		入力誤り	東京	中央	2018年10月3日	2018年11月6日	○社会保険労務士から問合せがあり、組合管掌から協会管掌へ変更処理時に変更年月日の入力を誤ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	128,905,218

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	厚生年金適用関係通知書等の管理誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年7月27日	2018年10月5日	○お客様から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の受付時に書類の管理を誤り受付処理を漏らしたため、賞与支払届の処理が遅れ、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。賞与支払届の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過払いの年金は返納処理を行いました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、受付時の書類管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	4,546,529

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2018年9月5日	2018年9月25日	○内部点検により、事務処理手順の確認が不足し、過誤納額還付処理票の入力が漏れため、誤った保険料額の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい保険料額の納付書を送付しました。 ●担当部署において、過誤納額還付処理票作成時の事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
18			福岡	博多	2018年8月30日	2018年9月28日	○内部点検により、換価の猶予に係る延滞金免除の処理時に確認が不足し、誤った金額で処理票を作成したため、延滞金が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。未徴収の延滞金は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	100
19	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌西	2018年8月7日	2018年9月14日	○内部点検により、差押債権の受入金の確認が不足し、別の事業所の保険料へ充当処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所へお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、差押債権の受入金の処理時の確認及び処理後のダブルチェックの徹底を周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
20	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	1977年11月頃	2018年3月26日	○老齢年金請求時の記録確認により、年金記録の確認が不足し、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
21			東京	大田	1977年4月1日	2018年5月29日		1名	なし	0
22			大阪	吹田	2012年9月7日	2017年8月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,400
23			大阪	枚方	1960年10月1日	2017年9月27日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
24			福岡	福岡広域事務センター	2015年9月3日	2018年8月16日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,740
25			兵庫	加古川	1966年3月1日	2017年6月21日	○老齢年金請求時の記録確認により、年金記録の確認が不足し、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間として保険料免除を承認していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,301
26		説明誤り	東京	新宿	2007年2月頃	2018年6月19日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に、手続きの確認不足から国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、海外転出者に対する正しい手続きの確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
27			神奈川	平塚	2018年1月頃	2018年3月14日		1名	なし	0
28			千葉	千葉	2002年5月頃	2018年1月10日		1名	なし	0
29			大阪	八尾	2008年6月頃	2017年12月14日		1名	なし	0
30	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	長崎	佐世保	2015年4月21日	2016年7月12日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、国民年金第3号不整合期間について不必要的特定保険料納付を案内したため、保険料の過徴収及び年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	その他	1,805,787

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
31	国民年金資格記録の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2018年5月11日	2018年7月23日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、誤った期間で訂正処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	19,982
32	国民年金種別変更届の誤り	説明誤り	愛媛	今治	1992年8月頃	2018年7月4日	○お客様から問合せがあり、市町村において年金記録の確認不足から国民年金加入の案内が漏れたため、国民年金保険料の納付が行えない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	29,100
33	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	目黒	2014年4月23日	2018年7月23日	○事務センターから連絡があり、配偶者が65歳以上であることの確認を誤り、国民年金第3号被保険者への変更処理を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、種別変更処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	450,940
34			茨城	下館	2018年4月6日	2018年6月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の、処理手順の確認不足から、届書の処理が行えておらず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	7名	過徴収	163,500
35		入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2017年11月20日	2018年9月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際、該当年月日の入力を誤ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	105,300
36	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2018年4月23日	2018年7月5日	○担当部署で確認したところ、市町村において住所変更時の確認不足により、誤った住所で届書を受付したため、納付書が届かず保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、住所変更の際の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	15,170
37			愛知	名古屋広域事務センター	2017年4月23日	2018年7月27日	○お客様から問合せがあり、市町村において、住所変更届を受付した際の確認不足により機関への進達を漏らし、住所変更の処理が行われなかつたため、納付書が届かず保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、住所変更の際の処理手順の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	192,600
38	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	京都	下京	2014年11月21日	2018年6月22日	○お客様から問合せがあり、処理手順の確認不足により、同姓同名の方に対して誤って登録した住所記録の取消処理が漏れていたため、別人の「ねんきん定期便」を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被保険者記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
39	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2018年8月10日	2018年8月28日	○お客様から問合せがあり、納付特例事跡の確認を誤ったため、納付書未送達者として登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	広島	広島東	2018年6月25日	2018年7月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金第1号被保険者の種別変更のお知らせを作成する際の確認不足により、誤った電話番号が記載されたお知らせを送付していることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫び文書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	326名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
41	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2018年2月20日	2018年3月23日	○お客様から問合せがあり、追納可能期間の確認が不足し、納付書を発送していない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	22,560
42			広島	広島東	2017年12月15日	2018年8月27日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、年金額が増額しないにもかかわらず、国民年金保険料追納申込書を受理していましたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納申出時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	62,040
43		説明誤り	京都	京都西	2018年3月7日	2018年6月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、年金額が増額しないにもかかわらず、追納の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。	1名	過徴収	15,510
44			東京	新宿	2017年12月14日	2018年5月2日	●担当部署において、追納する際の年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	31,020
45	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	説明誤り	大阪	吹田	2015年11月10日	2017年4月20日	○お客様から問合せがあり、後納保険料納付申込時に納付期限の説明が不足したため、納付期限までに納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込時の納付期限の案内を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	459,070
46			兵庫	尼崎	2015年11月頃	2018年9月7日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に後納制度の申込み期限の説明が不足し後納の申出が遅れたため、後納による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、後納制度についての案内を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
47	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年8月6日	2018年8月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	12,260
48			香川	高松広域事務センター	2018年8月6日	2018年8月28日	○市町村から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	2014年12月15日	2018年6月19日	○市町村から連絡があり、市町村において法定免除該当基準の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、国民年金保険料免除理由該当届を受理し、処理を行っていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
50	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	天満	2006年3月15日	2018年2月16日	○お客様から問合せがあり、障害年金記録の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
51			大阪	枚方	1990年2月1日	2018年6月26日	○市町村から連絡があり、障害年金記録の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
52			兵庫	西宮	2000年5月頃	2018年4月11日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。	1名	未徴収	39,160
53			兵庫	西宮	2006年7月頃	2018年4月12日	●担当部署において、法定免除期間に対する保険料の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	29,780
54			兵庫	西宮	2008年4月頃	2018年5月9日		1名	未徴収	22,440
55			兵庫	西宮	2007年12月頃	2018年8月27日		1名	未徴収	22,440
56	説明誤り		青森	青森	2014年6月29日	2017年6月29日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求時に法定免除の案内を失念により漏らしたため、国民年金保険料免除理由該当届を受付していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書を受付し処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
57			京都	事務センター	2017年12月頃	2018年4月16日	○お客様から問合せがあり、市町村において、進達手順の確認不足により国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を受付した際に進達手順を誤ったため、口座振替による早割納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、早割納付金額との差額について還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の進達手順の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	100
58			香川	高松広域事務センター	2017年12月8日	2018年2月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替の処理をする際の確認が不足し、誤った金融機関を登録したため、口座振替による早割納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、早割納付金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替の処理をする際の金融機関の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	100
59			大阪	城東	2018年3月頃	2018年5月10日	○お客様から問合せがあり、市町村からの住所照会結果の回答が遅延し、居所未登録者の扱いとなったため、国民年金保険料口座振替の処理が行われず、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、照会に対する迅速な回答を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	2,480

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
60	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2018年3月20日	2018年6月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金保険料口座振替の処理をする際の確認が不足し、誤った金融機関を登録したため、口座振替による納付が行えなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、処理時の金融機関の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	387,830
61		入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2018年3月26日	2018年6月1日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による前納が行えなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,110
62		説明誤り	愛知	昭和	2018年1月頃	2018年4月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料を口座振替による納付を希望されているにもかかわらず、失念により国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出の案内を漏らしたため、口座振替による前納が行えなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,230
63	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	兵庫	2018年4月9日	2018年5月7日	○お客様から問合せがあり、納付書発行時の確認不足により、前納希望にもかかわらず定額保険料の納付書を作成したため、前納が行えなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,220
64	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2018年10月9日	2018年10月10日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の領収証書を交付する際の確認が不足し、誤った領収年月日が記載された領収証書を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した領収証書を回収し、正しい領収証書を交付しました。 ●担当部署において、領収証書を交付する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
65	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年8月29日	2011年7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するように周知しました。	170名	なし	0
66			山梨	甲府	2006年1月頃	2013年12月3日	8名	未払い	32,271	
67			埼玉	所沢	2007年6月6日	2014年3月5日	45名	未払い	910,403	
68			岐阜	美濃加茂	2005年3月頃	2011年9月20日	6名	未払い	16,135	

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
69	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	2011年12月19日	2017年10月18日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	94,771
70			群馬	桐生	1980年4月17日	2017年2月15日	○担当部署において確認したところ、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	176,824
71			高知	幡多	1993年1月14日	2018年3月26日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って通算老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	259,382
72		説明誤り	徳島	徳島南	2013年6月頃	2018年2月1日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	576,846
73			岡山	倉敷西	2014年10月6日	2017年4月10日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認が不足したことから、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	921,610
74			長野	長野南	2009年2月20日	2017年6月2日	○年金相談時の記録確認により、受給要件の確認不足から、過去の年金相談の際に、60歳から年金が受給できるにもかかわらず、65歳からの受給であると誤って説明し年金請求書の提出を案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	821,819
75			東京	江戸川	2014年8月5日	2017年3月17日	○年金相談時の記録確認により、年金相談センターにおける年金相談の際に合算対象期間の確認が不足したことから、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	106,436

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
76	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	大阪	淀川	2012年9月10日	2017年9月6日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
77	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	1992年2月20日	2018年4月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	53,534
78	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	秋田	秋田	2013年3月7日	2018年4月10日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	113,649
79			岡山	岡山西	2005年7月7日	2018年7月18日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	950,795
80			大阪	枚方	1997年1月8日	2018年6月19日	○年金相談センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,059,818
81			岡山	高梁	1992年8月27日	2018年4月4日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,667,068

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
82	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	滋賀	彦根	1994年3月3日	2018年7月26日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したことなどにより、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	3,681,966
83			大阪	城東	1991年8月15日	2018年4月4日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧令共済組合期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧令共済組合期間がある場合の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	269,897
84			宮城	石巻	1993年10月31日	2017年8月28日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、船員保険被保険者期間の登録を誤り老齢厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	23,632
85		入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年8月31日	2018年6月27日	○年金事務所から連絡があり、入力内容の確認不足から、年金決定時に共済組合期間の月数の入力を誤ったため、老齢基礎年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,822
86	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	沖縄	石垣	2016年3月4日	2018年5月23日	○事務センターから連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間(未納期間)とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	547,042
87			福島	相馬	2014年4月10日	2018年4月26日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間(未納期間)とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	104,503
88			静岡	掛川	1998年7月頃	2018年1月31日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の登録を誤ったため、老齢基礎年金と老齢厚生年金を決定すべきところ、老齢厚生年金のみを決定したため、老齢基礎年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	786,059

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
89	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	2017年6月14日	2018年7月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来付加保険料の納付済期間でない期間を納付済期間と扱い老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	18,050
90			群馬	桐生	1981年1月13日	2017年4月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,729
91			兵庫	尼崎	1980年6月11日	2016年3月10日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32,042
92			京都	京都南	2013年6月5日	2016年5月6日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、脱退手当金支給済みの年金記録を誤って脱退手当金を支給していない年金記録として扱い年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
93			東京	八王子	2017年4月28日	2018年2月1日	○事務センターから連絡があり、3号不整合期間を有している方の老齢基礎年金について、不整合期間の訂正後の記録に基づいた年金をお支払いすべきところ、事務処理手順を誤り、訂正前の年金額にて年金をお支払いしていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、3号不整合期間がある場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	4,579
94			福岡	東福岡	1991年4月1日	2018年7月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、被保険者種別の登録を誤り老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	30,080
95			広島	広島広域事務センター	2017年10月11日	2018年8月16日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定したため、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	25,169

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
96	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	1977年1月1日	2017年5月18日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額の登録を誤ったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,059
97			沖縄	浦添	1992年6月18日	2017年1月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢基礎年金の計算の対象とすべき共済組合期間があるにもかかわらず、厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金のみを決定し老齢基礎年金を決定しなかったため、老齢基礎年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	19,255,469
98	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	1991年11月28日	2018年6月14日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。	1名	過払い	1,000,335
99			岡山	高梁	2002年2月28日	2018年4月4日	●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	821,127
100	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	説明誤り	神奈川	相模原	2017年6月21日	2017年10月12日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて、手続きに必要な届書の確認が不足し、お客様が老齢基礎年金の繰上げ請求を希望していたにもかかわらず、老齢基礎年金の繰上げ請求書の提出を案内しなかつたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰上げ請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には繰上げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	444,457
101			兵庫	西宮	2017年11月20日	2018年1月10日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、繰上げ制度の確認不足から、繰上げ支給の老齢基礎年金は申出月に受給権が発生するにもかかわらず、60歳に遅って受給権が発生すると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。 ●社会保険労務士会による再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
102			京都	京都西	2018年2月20日	2018年7月18日	○事務センターから連絡があり、繰下げ制度の確認不足から、遺族年金を受給しているため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明し請求書を受付していましたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
103			沖縄	コザ	2015年8月10日	2018年9月6日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、遺族年金を受給しているため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求の案内をしていましたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ請求の相談があった場合は年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
104	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2017年1月24日	2017年4月11日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士による年金相談時に、機構以外から支給される給付を考慮した上で遺族厚生年金を長期要件と短期要件のどちらで決定するかをお客様に決定していただくところ、お客様への意思確認が不足したため、お客様の希望しない長期要件で遺族厚生年金を決定したことにより、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	956,098
105		説明誤り	愛媛	新居浜	2018年1月29日	2018年5月18日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、本来請求できない通算遺族年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
106	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	2018年9月18日	2018年9月27日	○お客様から問合せがあり、事務処理手順の確認不足から提出された診断書により障害状態が確認できることから障害年金のお支払いをすべき方に対し、誤って年金を差止する処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、診断書提出後の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	1,688,000
107			本部	障害年金センター	2017年8月3日	2018年5月18日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金記録を訂正した上で障害年金を決定すべきところ、訂正せずに障害年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	81,846
108			北海道	事務センター	1986年4月1日	2018年11月19日	○担当部署において確認したところ、障害福祉年金から障害基礎年金に裁定替える際に他のお客様の国民年金の番号を誤って障害基礎年金の番号として登録したため、年金証書の番号の記載が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい記載内容の年金証書をお渡しました。 ●現在は新たに発生しない事象ですが、担当部署において今回の事象について周知しました。	2名	なし	0
109			本部	障害年金センター	2017年8月15日	2018年7月30日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定を誤り不支給決定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,711,967
110	入力誤り		本部	障害年金センター	2018年5月10日	2018年7月4日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、障害厚生年金決定時に受付年月日の入力を誤ったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	562,897

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
111	加給年金の誤り	確認・決定誤り	群馬	桐生	2000年3月9日	2017年4月4日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより加給年金額の加算を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	154,875
112			埼玉	大宮	2001年10月28日	2016年11月25日		1名	未払い	693,625
113			千葉	船橋	1997年4月24日	2017年12月8日		1名	未払い	500,145
114			大阪	天王寺	2004年7月15日	2017年12月4日		1名	未払い	66,416
115			大阪	天王寺	2004年4月頃	2017年12月11日		1名	未払い	33,208
116			兵庫	姫路	1993年6月10日	2018年2月20日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより加給年金額の加算を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	390,132
117			富山	砺波	2018年6月13日	2018年8月24日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、配偶者状態の登録を誤って削除したことにより、加給年金額の加算が取消されたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するとともに今回の事象について周知しました。	1名	未払い	129,934
118			東京	東京広域事務センター	2014年2月27日	2018年10月9日	○年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより加給年金額の加算を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,932
119	再裁定の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	1987年10月頃	2017年3月28日	○機構本部から連絡があり、生年月日の確認不足から、誤って生年月日訂正を行い年金の再裁定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には戸籍等による生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	317,038
120	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	1979年6月1日	2015年5月29日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、支給停止の基準となる額の変更に伴う在職支給停止割合の変更処理を誤ったため、年金の在職支給停止が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	181,337

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
121	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	1986年9月頃	2016年3月30日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、標準報酬月額の確認を誤り登録を行ったため、年金の在職支給停止が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	199,088
122	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大分	別府	2017年12月22日	2018年4月17日	○お客様から問合せがあり、雇用保険の基本手当の支給状況の確認不足から、基本手当を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、基本手当を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,833
123			鳥取	倉吉	2002年4月頃	2017年3月30日	○年金相談時の記録確認により、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、選択処理時の確認不足から振替加算の支給停止解除を行わなかつたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	3,239,686
124			大阪	大阪広域事務センター	2018年5月17日	2018年8月24日	○機構本部から連絡があり、お客様の申出内容の確認不足から、申出内容と相違する年金選択処理を行っていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	93,177
125	死亡届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域事務センター	2018年7月17日	2018年8月6日	○機構本部から連絡があり、死亡届の記載内容の確認不足から、他のお客様の基礎年金番号で死亡届の処理を行ったため、他のお客様の年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	314,088
126	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2018年8月29日	2018年10月1日	○事務センターから連絡があり、死亡一時金決定時の確認不足から、過去に死亡一時金を支給済みの方に対し再度死亡一時金を支払ったため、死亡一時金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金決定時には一時金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	220,000
127			兵庫	事務センター	2016年4月頃	2016年5月19日	○お客様から問合せがあり、死亡一時金及び脱退手当金の支払額の登録を行う際の確認不足から、支払処理を二重に行なつたため、死亡一時金等が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの死亡一時金等について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金等決定時の事務処理手順を再確認しました。	35名	過払い	4,409,669

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
128	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2015年11月頃	2016年4月15日	○担当部署において確認したところ、年金を受給している場合は受給する年金額に応じ特別障害給付金が支給停止されるにもかかわらず、年金受給状況の確認不足から、特別障害給付金の支給停止を正しく行っていなかったため、年金が未払い又は過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、特別障害給付金にかかる事務処理手順について再確認を行いました。	20名	その他	4,980,658
129	扶養親族等申告書の登録内容誤り	確認・決定誤り	本部	年金給付部	2017年9月頃	2018年9月21日	○平成31年9月に平成31年扶養親族等申告書をお送りしましたが、一部の扶養親族等申告書で申告内容が正しく反映されていないことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、平成30年12月の年金お支払い時に、過不足分について調整を行いました。 ●担当部署において、作業手順の徹底を図ることとしました。	1,386名	その他	12,962,940
130	未支給年金の誤り	説明誤り	愛媛	新居浜	2018年6月18日	2018年9月12日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に未支給支払いの対象となる期間の確認を誤ったため、未支給年金額の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、未支給年金請求の相談時には未支給支払いの対象となる期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
131	年金支払額の説明誤り	説明誤り	静岡	三島	2018年2月2日	2018年2月5日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に、年金担保融資を受けていることの確認をしていなかったため、年金振込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金担保融資を受けている場合の年金振込の扱いについて再確認しました。	1名	なし	0
132	振替加算の説明誤り	説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2018年3月15日	2018年11月12日	○担当部署において確認したところ、コールセンターの相談対応を行っている委託業者が、届書提出日等の確認不足から、届出漏れのため時効消滅分の振替加算の支払いはないにもかかわらず、時効消滅分も含めて支払いがあると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、時効の扱いについて再確認するよう指導しました。	1名	なし	0
133	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	秋田	本荘	2018年8月6日	2018年10月15日	○お客様から問合せがあり、受給権者受取機関変更届の処理時に氏名フリガナの登録状況の確認不足から、誤った氏名フリガナで処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	336,878
134			本部	障害年金センター	2018年5月17日	2018年9月12日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、年金請求書に記載の振込先口座番号と添付されていた通帳のコピーに記載のある口座番号が異なるにもかかわらず、年金請求書記載の口座番号にて登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時の口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,883

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
135	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年6月14日	2018年9月7日	○担当部署において確認したところ、年金請求書の記載内容の確認不足から、年金請求書に記載の振込先口座番号と添付されていた通帳のコピーに記載のある口座番号が異なるにもかかわらず、年金請求書記載の口座番号にて登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時の口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	146,124
136		入力誤り	香川	高松広域事務センター	2018年8月28日	2018年10月18日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から預金種別の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	95,212
137	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	秋田	大曲	2002年9月17日	2018年3月6日	○お客様から問合せがあり、配偶者の年金記録の確認不足から、誤って国民年金の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間(未納期間)に訂正し年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	36,201
138			鹿児島	奄美大島	2017年5月23日	2018年6月29日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談時に、厚生年金記録の統合を行うと年金額が減額となることを説明しないまま年金記録の統合処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に再度年金記録を確認いただき、年金記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の統合を行う際の確認手順を再確認しました。	1名	なし	0
139	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	宮城	石巻	2018年9月11日	2018年9月19日	○お客様から問合せがあり、文書作成時の記載内容の確認不足から、委託社会保険労務士が年金相談時に年金請求書の受付控えとしてお渡しした書類に記載した基礎年金番号が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、記載に誤りのある受付控えを回収し、正しい記載の受付控えを交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
140			本部	障害年金センター	2018年8月3日	2018年11月2日	○担当部署において確認したところ、障害認定結果の確認不足から、障害基礎年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
141	年金給付関係書類の管理誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2018年8月6日	2018年8月21日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士がお客様の書き損じの未支給請求書を廃棄せず保管したため、未支給請求をご希望の他のお客様へ書き損じの未支給請求書を誤って送付していましたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した書類を回収しました。 ●社会保険労務士会による再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)
142	年金給付関係書類の管理誤り	受付時の書類管理誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年7月3日	2018年9月21日	○お客様から問合せがあり、委託業者が、受付時の確認不足から、脱退一時金請求書を誤って別の届書の添付書類と扱ったため、請求書が処理されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書の処理を行いました。なお、脱退一時金の支払いに遅れはありませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
143		未処理・処理遅延	千葉	幕張	2013年7月22日	2017年3月31日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	102,566
144			静岡	掛川	2013年11月頃	2014年7月17日	○担当部署において確認したところ、事務処理の進捗状況の確認不足から、記録訂正に伴い年金額仮計算書の提出を案内すべきところ、案内が漏れていたため再裁定が行われず、年金が未払い又は過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金額仮計算書を提出いただき再裁定処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時の事務処理手順を再確認しました。	2名	その他	307,544
145		受理後の書類管理誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年6月25日	2018年9月7日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、未支給年金請求書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	107,083
146			香川	高松広域事務センター	2018年3月頃	2018年7月13日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、未支給年金請求書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	281,580
147			埼玉	埼玉広域事務センター	2018年8月21日	2018年8月22日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金事務所が事務センターへ送付した受給権者住所・支払機関変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。受給権者住所・支払機関変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

システム事故等一覧

項目番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	老齢基礎・厚生年金の繰下げ開始時期の誤り	2016年4月1日	2018年11月13日	<p>○老齢基礎・厚生年金の繰下げ請求者のうち、一部の方について、本来であれば、支給開始時期を年金機能強化法施行日(H26.4.1)とするところ、誤って繰下げ請求日としたため、老齢基礎・厚生年金が未払である期間があることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、未払いとなった年金についてお支払いをしました。また、正しい年金額を記載した通知書を送付いたします。</p> <p>●繰下げ請求者の支給開始時期の判定の仕様について、システム改修を実施します。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	1名	未払い	2,869,338

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定のために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月末満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかつたことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。